

神戸栄光教会 教会堂利用の手引き

神戸栄光教会は1995年の阪神・淡路大震災で旧会堂が全壊し、その後、仮設テントの礼拝堂で約10年の歳月を過ごしました。その後、多くの方からの献金によって現在の教会堂が完成しました。旧約聖書に「わたしの家は、すべての民の祈りの家と呼ばれる」（イザヤ書56章7節）と書かれている通り、教会堂は「祈りの家」であり、礼拝や祈りの集會が行われています。そのため教会堂は一般の貸会場とはその性質が異なります。この点をご理解いただいた上で、お申し込みをご検討ください。私たちは、教会堂利用が神戸栄光教会を知っていただくよい機会となりますようお願いしています。

記

1. 実施されるコンサートや集會が営利目的である場合、また教会の主旨にそぐわないと判断した場合は、教会堂利用をお断りする場合がございます。また、教会堂は教会及び関連する集會の予定が優先されます。それによって、お受けできない場合は申し込み時点でお断りをする場合がございます。
2. 利用可能な時間帯は、平日火曜日から土曜日の午前10時より午後5時（完全撤収）までです。日曜日、月曜日、祝日は使用できません。
3. 次年度の使用申し込みは2月下旬～3月上旬頃に教会ホームページにて告知いたします。使用許可の可否は申し込まれた次月以降の施設利用委員会、幹事会での協議を経て決定されます。
4. 使用料については定めませんが、感謝献金としてお捧げ下さい。その他に、放送設備管理料、水道光熱費、清掃委託料を実費にて負担していただきます。詳細についてはお問い合わせください。別紙「教会堂使用に関する遵守事項」もご確認ください。
5. 借り手側の責任にて、教会の建物や設備等に損害を及ぼした場合は、修理または新規購入に必要となる実費をご負担いただきます。
6. 「教会堂利用に関する遵守事項」に同意する「誓約書」に署名の上、「教会堂利用申込書」と併せて教会事務室に提出して下さい。

以上